

平成 20 年度環境技術実証事業検討会 VOC 簡易測定技術分野
ワーキンググループ会合（第 2 回）
議事概要（案）

1. 日時：平成 20 年 12 月 22 日（月）14:00～16:00
2. 場所：経団連会館 906
3. 議題
 - (1) 実証対象技術の整理について
 - (2) 実証試験方法について
 - (3) その他
4. 出席検討員：有菌幸司（座長）、岩崎好陽、坂本和彦、佐々木裕子、土井潤一、三笠元
欠席検討員：なし
5. 配布資料
 - 資料 1 第 1 回 WG の論点整理
 - 資料 2 実証対象技術の整理について
 - 資料 3 実証試験方法の概要について（案）
 - 資料 4 今後の検討スケジュールについて（予定）
 - 参考資料 1-1 WG 設置要綱
 - 参考資料 1-2 第 1 回 WG 議事概要
 - 参考資料 2 事業所別 VOC 簡易測定器の利用用途一覧
 - 参考資料 3 実証試験要領（骨子）

6. 議事

会議は公開で行われた。

(1) 実証対象技術の整理について

- ・ 事務局より資料 2 に基づき、実証対象技術の整理について説明がなされた。
- ・ 測定対象とする VOC に関しては、排出量以外にも光化学オキシダント生成能等反応性や有害性といった観点を考慮する必要があるという意見が出された。

(2) 実証試験方法について

- ・ 実証試験方法に関しては、手数料体制移行後の申請者負担も考慮し、なるべくスリム化した方法とすることで合意がなされ、VOC 取扱事業所における現場での実証にこだわる必要はないという意見が出された。
- ・ 上記に基づき、事務局が実証試験要領を作成し、次回 WG においてとりまとめることで合意がなされた。

(3) その他

- ・ 特になし。

7. 主な意見

(1) 実証方法に関して

- ・ 申請者に事前に提出したデータを実証機関が書類上で審査し、試験項目を減らすことで、申請者の（費用等の）負担を減らす必要がある。
- ・ 申請用途区分に関しては、メーカーが現場を把握していないため、適切な申請を行うことが難しい。
- ・ 申請能力区分に関しては、実証結果を示す方法として有用であるとも考えられるが、事務局案の能力区分は曖昧であり、区分自体が技術の優劣と捉えられてしまう懸念もないか。
- ・ 現場との結びつきが比較的強い処理機器メーカーと異なり、測定機器メーカーが実証現場を指定することは難しい。
- ・ バッグによる採取後、試験機関での測定を実施するのであれば可能である。
- ・ 事業所での測定は必須としてしまうと、手数料体制になった際の負担が大きくなる。単価の低い計器なので、コストもできるだけ減らす必要がある。
- ・ アドバイザー制度自体は非常に魅力的な制度だが、実証の中身はできるだけスリムにして、情報公開を工夫した方が良い。

(2) 実証試験項目に関して

- ・ 測定原理、測定範囲についての情報も調べる必要がある。原理によって試験する項目も変わる。

- ・ 実証対象製品の感度に関しては、実証対象製品が測定できない物質（塩素系、含有酸素、公定法で測れないホルムアルデヒドなど）を正確に把握する必要がある。
 - ・ 時間の経過と共に機器の感度が下がった場合に、如何に校正するかという視点が重要である。再現性をどの程度の期間で見ることが重要となる。
 - ・ 環境試料を測定する際には、GC/MS 等で主成分の分析をすることは重要である。
 - ・ グラビア印刷等の模擬排ガスを用いて試験する方法もある。
 - ・ 現場ガスの実証について、ある事業所で実証対象機器の感度について直線性示されたとしても、その他の事業所でも直線性が得られるかは不明である。
- (3) 測定対象物質について
- ・ 排出量（濃度）以外で、反応性や有害性という観点から、測定対象物質を選択する必要がある。排出量は微量であっても、光化学オキシダント生成能等反応性や、有害性が高い物質（アルデヒド）を測定できるという点は重要である。
 - ・ 温室効果ガスの測定などが出来れば、大手企業が環境報告書にその内容を盛り込むことができる。
- (4) 実証対象技術について
- ・ コンプライアンスに意識の高い事業者ニーズがあるため、公定法との相関が軸になるが、簡易測定なので、これにとらわれず、広く自主的取り組みに資する技術であることが重要である。
- (5) 自主的取り組みについて
- ・ 中小事業者の、自主的取り組みに対するインセンティブは溶剤コストの低減と作業環境の改善であり、ここに訴求していくべき。

8.まとめ

- 決定事項
 - ◇ 実証方法は申請者の費用等の負担を考慮して必要最小限のものとする。
 - ◇ 具体的には、実験室においての試験にとどめ、VOC 取扱事業所(現場)での測定試験は必須としない。
- 検討事項
 - ◇ 実証区分に関し、メーカーには用途区分（適応可能事業所）を選択するのが難しい。また、測定能力区分に関しては A 区分と B 区分の区別があいまいである。区分を選択させることは難しいので、募集時の例示にとどめるか？
 - ◇ 詳細な試験項目
- その他の意見
 - ◇ 測定対象とする VOC に関しては、排出量だけではなく、有害性や反応性（光学オキシダント生成能等）といった点にも注意する必要がある。
 - ◇ 溶剤コスト削減や作業環境改善に資する点を訴求していくのが望ましい。
 - ◇ 実証方法に凝るのではなく、その後の情報発信に注力する必要がある。